

## 第 15 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 50 年足立区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「利用し暗証番号を入力する」を「利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行う」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録の証明の申請に係る認証の方法に移動端末設備を利用するものを追加する必要があるため、この条例案を提出いたします。